

鴨川市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月19日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第114号

鴨川市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する告示

鴨川市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成24年鴨川市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「1年」を「6月」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号の次に次の2号を加える。

(12) シスコシステムズ認定資格

(13) L P I 認定資格

第4条第1項中「修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）」を「令第28条第4項（令第31条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める期間」に改める。

第5条第1項中「次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号」を「令第28条第3項（令第31条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号」を「令第29条第4項（令第31条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項各号を削る。

別記第1号様式中 「(10) 製菓衛生師 (11) 調理師
(12) その他 () 」 を

「(10) 製菓衛生師 (11) 調理師 (12) シスコシステムズ認定資格
(13) L P I 認定資格 (14) その他 () 」 に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度以後の年度分の訓練促進費等について適用する。